

新河岸駅周辺が新しくなります

新河岸駅周辺地区整備事務所 ☎244-5588 ☎247-6448



東西を結ぶ自由通路

川越の南の玄関口となる、新河岸駅の自由通路および橋上駅舎、駅前広場が完成します。東口が新設され、駅利用者の安全性や利便性が向上します。12月2日(土)に完成記念式典を開催し、自由通路と西口駅前広場は式典終了後から、橋上駅舎は翌日3日(日)の始発から供用を開始します。なお、東口駅前広場は来年3月末まで工事が行われる予定で、それまでは部分的な供用となります。ご理解とご協力をお願いします。

新河岸駅周辺地区とは

新河岸駅を中心とする新河岸駅周辺地区は、その名のとおり、新河岸川とゆかりの深い地区です。同地区の東側周辺には、江戸時代の舟運を今に伝える新河岸川河岸場跡があり、当時の面影を残す船問屋も現存しています。また、鉄道を挟んだ西側には、川越街道とも呼ばれた現在の国道254号の旧道が残っていて、当時は東京方面との重要な陸路となっていました。

こうした舟運と陸運により、同地区は古くから川越の南の玄関口として、その役割を担ってきました。



昭和36年当時の駅舎

昭和30年代後半からの高度成長期を迎えると、公共施設の整備と宅地利用の増進を目的として、同地区を含む高階土地区画整理事業区域が定めら

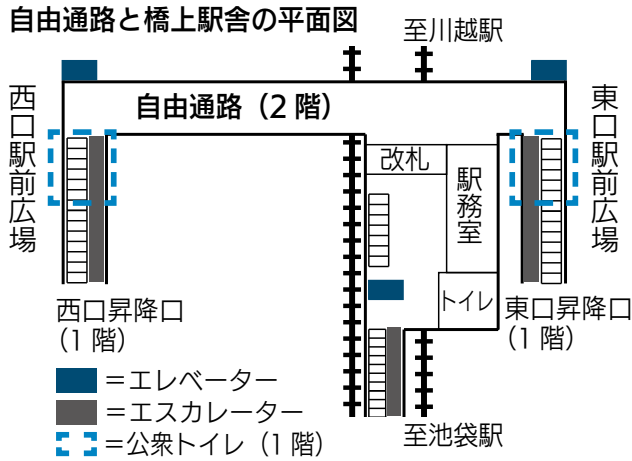
れました。しかし、駅周辺は事業化されず、鉄道駅を抱える地域の中心でありながら、駅前広場等が未整備のままという状況が続きました。駅舎も西側のみの片側改札で、東側からの駅利用には、踏切や地下道へ迂回しなければならず、東口の開設や駅周辺の整備は長年の課題となっていました。

新しいまちづくり



現在の駅舎

平成に入ると、土地区画整理事業に代わる新しいまちづくりの検討が進められます。新しいまちづくりでは、説明会やアンケートなどにより住民の皆さんの声を取り入れながら、整備手法の検討や建築時のルール作りなどが進められ、これらを基に策定されたのが、現在の地区整備計画です。平成23年と同25年に必要な手続きが行われ、同27年から自由通路と橋上駅舎を含む駅周



生まれ変わる駅周辺

辺の工事が始まりました。また、駅周辺の整備に併せて、雨水貯留管の整備も進められました。これにより、降雨時の雨水を一時的に地下に貯めて、河川への負荷を低減しています。

自由通路と橋上駅舎

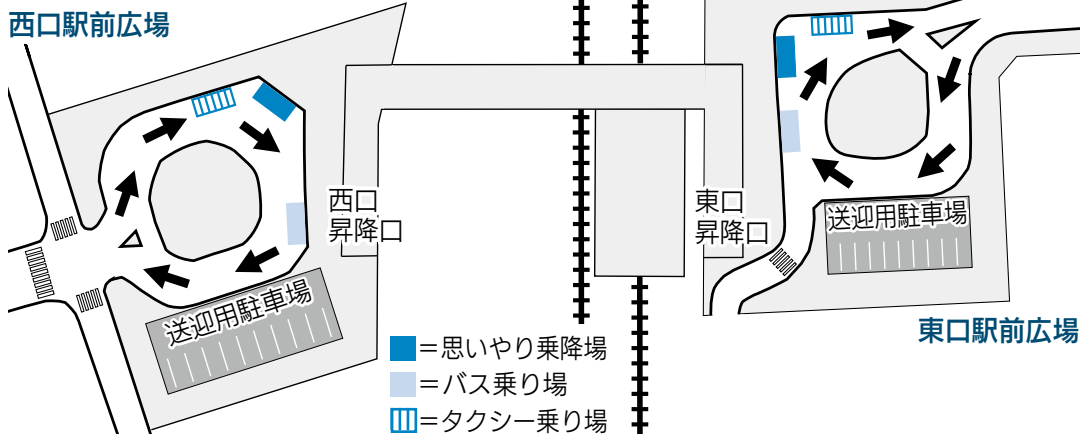
東西の駅前広場を結ぶ自由通路と、券売機・改札口を備える橋上駅舎が新設されます。エレベーターや昇りエスカレーター、多機能トイレを整備するなど、バリアフ



東西の駅前広場

鉄道の東西から自由通路につながる駅前広場が新設されます。バスやタクシー乗り場が整備され、交通の拠点になります。また、来年4月から川越シャトルの乗り入れを開始する予定です。

駅前広場の平面図



車椅子の方や高齢者の方のための専用乗降場である思いやり乗降場や、送迎用駐車場を整備し、送迎しやすい環境となっています。また、思いやり乗降場などには、

まちの活性化に向けて

利用者や雨から守るシェルター(上屋)を設置しています。なお、送迎用駐車場は、駐車開始から30分間は無料で、それ以降は30分ごとに200円で利用できます。

新河岸駅自由通路と橋上駅舎、駅前広場の完成により、駅周辺は新しく生まれ変わります。これからは、整備された施設を活用し、まちの活性化を考える段階です。今後も住民の皆さんと一緒に、新河岸駅周辺地区がより良いまちになるように取り組んでいきます。

完成記念式典を開催します

完成を記念して、12月2日(土)午前10時から新河岸駅西口駅前広場で、完成記念式典を行います。

当日直接会場にお越しください。

平成28年度ごみ処理報告

処理したごみの量は約10万5,000 t

ごみ処理にかかった経費は約52億円です

資源循環推進課 ☎239-6267

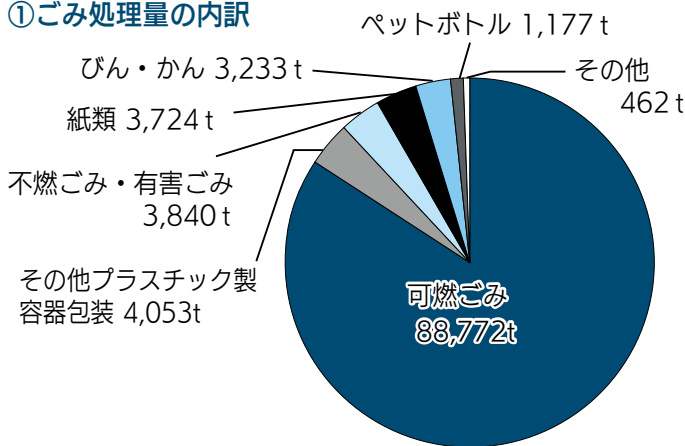
☎239-5054

私たちの毎日の生活からは、必ずごみが出ます。そのごみを処理するためには、多額の経費がかかります。

持続的に発展することが可能な循環型社会を目指すためにも、分別を徹底し、ごみを減らしていくことが必要です。

ごみ処理の状況

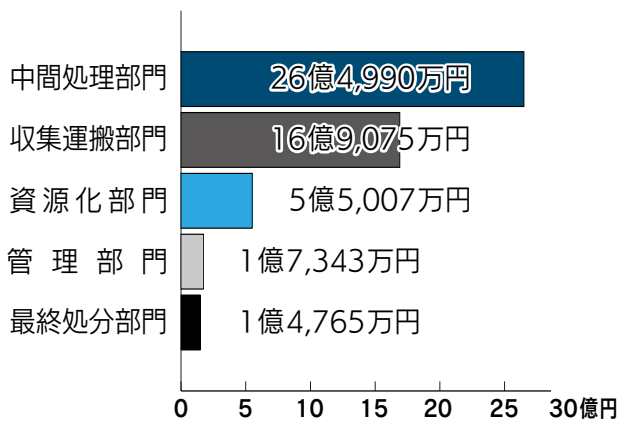
①ごみ処理量の内訳



平成28年度に市が処理したごみの量は、約10万5000tでした。左のグラフ①は、処理量を品目別に見たもので、最も多いのは可燃ごみの8万8772t、次に多いのは、その他プラスチック製容器包装で4053t、次が不燃・有害ごみで3840tとなっています。ごみを減量していくためには、ごみ全体の約80%を占める可燃ごみを減らすことが効果的です。

ごみ処理経費

②部門別ごみ処理経費(環境省一般廃棄物会計基準による)



平成28年度にごみ処理にかかった経費約52億円を部門別に見たのが左のグラフ②です。最も多いのは中間処理部門で、経費全体の約50%を占めています。中間処理部門とは、資源化センターや東清掃センターでの焼却等の処理や施設の維持管理などにかかった経費です。他にも、ごみの収集に関する収集運搬部門、リサイクルに関する資源化部門、埋め立て処分に関する最終処分部門、ごみ処理を円滑に行うための管理部門で使われています。

小畔の里クリーンセンター



廃棄物の最終処分場。平成28年度末現在で、約89%が埋め立て済みです。

稼動…平成元年4月
建設費…約12億円
年間経費…4,000万円

東清掃センター



廃棄物の焼却・資源回収をする施設。老朽化により、維持管理費が増加しています。

稼動…昭和61年11月
建設費…約53億円
年間経費…6億3,600万円

資源化センター



廃棄物からエネルギーや資源を回収する施設。安定稼動のため、定期的な維持管理が必要です。

稼動…平成22年4月
建設費…約193億円
年間経費…11億2,200万円

*年間経費は、平成28年度実績の概算額。

可燃ごみの中の資源物

左のグラフ③は、可燃ごみの成分を分析したものです。ごみ全体の約80%を占める可燃ごみのうち、40%以上が水分となっています。



グラフ④は、その水分などを除いた可燃分の内訳を分析したもので、紙類と布類で全体の50%を超えています。可燃ごみに含まれる紙類には、油・食べ物などで汚れて資源にならない紙類も含まれています。しかし、きちんと分別すればリサイクルすることができ

ごみ減量への第一歩

きる、お菓子の箱や包装紙といった「雑がみ」なども可燃ごみとして出されています。可燃ごみには、まだまだ再生可能な紙類が多量に含まれているのです。

平成28年度のごみ処理経費約52億円を、市民一人あたりで計算すると、年間約1万4800円を負担していることとなります。分別を徹底し、可燃ごみを減らすことができれば、ごみ処理にかかる経費を節減できるばかりでなく、将来、ごみ処理施設を建て替える際、より小規模な施設とすることができ

雑がみ分別のススメ

ごみの正しい分別は、家庭で行えるごみ減量への第一歩です。ご協力をお願いします。

可燃ごみとしてつい捨ててしまいがちな小さな紙も、工夫すれば資源として出すことができます。



縛ることが難しい紙は、本や雑誌類に挟むか、紙袋に入れてください。



雑がみを全てまとめてひもで縛り、「紙類」の収集日に出してください。

雑がみなどの紙類の出し方や、収集日など詳しくは、市ホームページまたは「平成29年度川越市家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。

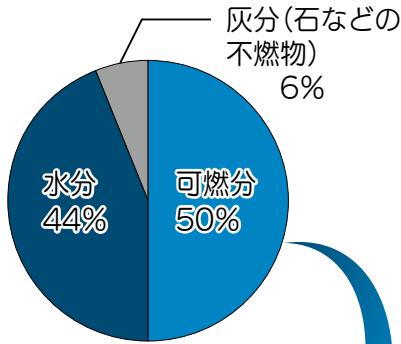
集団回収も効果的

集団回収は、子ども会、PTA、自治会等地域住民の自主活動として、各家庭から資源を回収し、一定の場所に集め、資源物を取り扱う業者に引き渡すリサイクル活動です。地域住民の皆さんが協力し合って集団回収を行うことで、資源の節約につながるだけでなく、可燃ごみの減量にもなります。

詳しくは資源循環推進課までお問い合わせください。

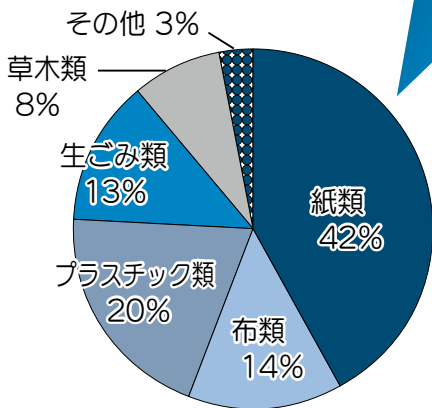
③可燃ごみの成分

(平成28年度資源化センター調査)



④可燃分の内訳

(平成28年度資源化センター調査)



「川越市ごみ分別アプリ」配信中！

ごみの収集日程がひと目で確認できたり、ごみの分別区分を調べたり、ごみの収集日を知らせてくれたり、便利な機能が盛りだくさんです。平成26年の配信開始から、ダウンロード数が25,000件を突破しました。ぜひご利用ください。

*アプリは無料ですが、インターネット接続などにかかる費用は利用者の負担となります。

● iPhone 版



● Android 版



子育てを応援します



子育てのための各種手当や、医療費の助成などを紹介します。お子さんの成長過程やご家庭の事情にあわせてご確認ください。

手当による支援

児童の福祉の増進を図るため、市内在住の児童の養育者に、次の手当を支給しています。なお、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当には所得制限があります。また、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、児童が福祉施設などに入所している場合、手当を受けられません。申請方法等について詳しくは、担当課にお尋ねください。

児童手当

こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

中学校修了前の児童を養育している方を対象に支給される手当です。出生・転入日の翌日から15日以内の手続きが必要です。請求書は同課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所・市ホームページにあります。郵送(〒

350-8601川越市役所こども政策課)での提出も可能です。

支給金額(児童1人当たりの月額)

子の年齢	支給金額
3歳未満(誕生日まで)	1万5000円
3歳~小学校修了前の第1子、第2子	1万円
小学校修了前の第3子以降	1万5000円
中学生	1万円

*所得制限限度額以上の場合は、特例給付として、月額5000円支給します。

児童扶養手当

こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

母子家庭・父子家庭や、父母のいづれかが障害を持つ家庭などを対象に支給される手当です。公的年金等を受け取っている場合は、原則として年金の月額が児童扶養手当月額よりも低かった場合のみ、差額を支給します。

対象：次のいずれかに該当する児童

(18歳になる年の年度末まで。一定の障害がある場合は20歳未満)を、監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している方

①父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が政令で定める障害の状態にある児童

④父または母に1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑥父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童

⑦船舶や飛行機の事故等により、父または母の生死が3か月以上明らかでない児童

⑧婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童

⑨棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

支給金額(月額)

手当の形態	支給金額
全部支給	4万2290円
一部支給	9980円~4万2280円

加算額(児童1人当たり)

子の人数	形態	支給金額
2人	全部支給	9990円
	一部支給	5000円~9980円
3人目以降	全部支給	5990円
	一部支給	3000円~5980円

特別児童扶養手当

こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

障害のある児童を養育している方を対象に支給される手当です。

対象：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

①精神に障害があり、おおむね療育手帳A・A・Bの児童

②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳1~3級の児童

支給金額(月額)

障害の程度	支給金額
1級(重度)	5万1450円
2級(中度)	3万4270円

*児童が障害年金の給付を受けている場合は、手当を受けられません。

遺児手当

いごも政策課 ☎224-6278

☎223-8786

父母のいない義務教育修了前の遺児を養育している方(父母が児童と別居し、養育していない場合も含む)を対象に支給される手当です。

支給金額(月額)：8500円

医療費の助成による支援

子どもの健やかな成長や、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、次の医療費を助成しています。なお、医療費を支払った日から5年が経過すると、助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

また、受給には、受給資格の登録が必要です。

申請方法等について詳しくは、担当課にお尋ねください。

いごも医療費

いごも政策課 ☎224-6278

☎223-8786

中学校3年生までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。出生・転入の届け出の際に「こ

も医療費受給資格登録申請書」をお渡しします。

出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は、後日郵送します。

ひとり親家庭等医療費

いごも政策課 ☎224-6278

☎223-8786

母子家庭・父子家庭や、父母のいづれかが障害を持つ家庭などを対象に、医療費の一部を助成します。

対象：次のいづれかに該当する児童

(18歳になる年の年度末まで。一定の障害がある場合は20歳未満)と、その父・母・養育者

①父母が離婚した児童

②父または母が死亡した児童

③父または母に一定の障害のある児童

④父または母に一年以上遺棄されている児童

⑤父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童

⑥その他の理由で父または母と生計が異なる児童

*生活保護を受給している場合や、本人・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、支給されません。

その他の支援

新小学1年生への就学援助

教育財務課 ☎224-6083

☎224-5086

経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行・医療費など、就学にかかる費用を援助します。

平成30年度に小学1年生になる子どもがいる家庭については、12月1日(金)から受け付けが始まります。詳しくは就学時健康診断で配布した「就学援助のお知らせ」をご確認ください。

なお、生活保護を受給中の世帯の申請は不要です。

対象：公立小学校に入学予定の児童の保護者で、次のいづれかに該当する方

①世帯全員の所得の合計が基準額未満

②児童扶養手当(児童手当とは異なる)を受けている

申請期間：12月1日(金)～来年1月31日(水)

申請方法：申請書に必要書類を添付し、同課(東庁舎2階)または入学予定の学校に提出(郵送不可)

現在、上のお子さんが援助を受けている場合は、今回の申請は不要です。

*来年7月以降も引き続き、または新たに援助を希望する場合には、5月に学校を通じて配布する申請書で別途申請する必要があります。

*申請期間を過ぎた場合、申請書の提出月によって、受給できる内容や金額が異なります。

川越市3キユー子育てチケット

いごも政策課 ☎224-6278

☎223-8786

市では、県が実施する3キユー子育てチケットに、3万円を上乗せします。3万円のうち1万5千円分は、市内の店舗での指定物品(布・紙おむつ、おむつカバー、粉ミルク、おしりふき)の購入にも使用できます。

申請方法や利用方法などについて詳しくは、県または市ホームページ、もしくは9月25日発行の広報川越10ページをご確認ください。

対象：川越市に住民登録があり、同居または養育している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)のうち、3人目以降の児童が平成29年4月1日以降に生まれた世帯

いごも政策課 ☎224-6278

☎223-8786

中学校3年生までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。出生・転入の届け出の際に「こ

も医療費受給資格登録申請書」をお渡しします。

ひとり親家庭や、父母のいづれかが障害を持つ家庭などを対象に、医療費の一部を助成します。

経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行・医療費など、就学にかかる費用を援助します。

平成30年度に小学1年生になる子どもがいる家庭については、12月1日(金)から受け付けが始まります。詳しくは就学時健康診断で配布した「就学援助のお知らせ」をご確認ください。

償却資産の申告をお願いします

資産税課 ☎224-5684
☎226-2539

市内で製造業・サービス業・不動産業・農業などの事業をしている方で、その事業に用いることができる償却資産を所有している場合は、平成30年度償却資産の申告をお願いします。申告書は、同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。なお、耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産も申告の対象となります。また、償却資産に係る税額の有無に関わらず、1月1日現在において償却資産をお持ちの方は申告をお願いします。
申告期限・場所：来年1月31日(水)までに同課(本庁舎2階)
* eLTA^{マルチタックス}Xでの電子申告も利用できます。

家屋取り壊しの際は届け出を

資産税課 ☎224-5684
☎226-2539

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物にかか

ります。年内に家屋を取り壊した場合、次年度からその家屋に対する固定資産税がかからなくなります。登記済みの家屋を取り壊した場合、さいたま地方事務局川越支局 ☎243-3824 に滅失登記の申請をしてください。登記が済んでいない家屋を取り壊した場合は、同課までご連絡ください。

* 住宅を取り壊した場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

火葬の際の副葬品等の制限

斎場 ☎226-0090
☎226-7088

棺に故人の生前の愛用品等(副葬品)を納めることがあります。物品の種類によっては、火葬や収骨の障害になります。次のものは棺に入れないようにしてください。

また、可能な限り、木・紙製の代替副葬品のご利用をお願いします。なお、ドライアイスは火葬の際には取り除いてください。

● スプレー缶、ライター、電池、金属製品等

● ハンドバック・靴・玩具等のプラスチック製品やビニール製品、厚手の衣類、寝具、大きなぬいぐるみ等の化学繊維製品

● ガラス製品・カーボン製品・大きな果実・辞書等厚みのある書籍など燃えにくいもの

主要駅周辺帰宅困難者対策訓練

防災危機管理室 ☎224-5554
☎225-2895

災害が発生し、市内の主要な駅で帰宅困難者が多数発生した場合を想定した避難訓練の参加者を募集します。
日時：来年2月3日(土)午前7時30分～10時
会場：川越駅西口ペDESTリアンデツキほか

対象：市内在住・在勤・在学の中学生以上
定員：50人(抽選)
申し込み：ハガキに住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を明記(複数人記載可)し、12月15日(金)(必着)までに〒350-8601川越市役所防災危機管理室

条例(案)に対する意見募集

防犯・交通安全課 ☎224-5721
☎224-6705

市では、平成25年に施行された「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を全部改正する「川越市空き家等の適切な管理に関する条例」の制定

人事発令(11月8日付け)

職員課 ☎224-5553
☎225-2895

市長部局
副部長等：防災危機管理担当参事 箕輪信一郎 ▼環境部副部長 兼環境施設課長 福田忠博

を検討しています。市民の皆さんの意見を反映するため、同条例(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：12月1日(金)～来年1月4日(木)(必着)
閲覧場所：同課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学、または利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所防犯・交通安全課(持参・ファクス可)

* 市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の条例制定の参考にします。また、意見に対する考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報は公表しません。

12月1日は、市民の日

市民の日は、市民が市の歴史を知り、自治の意識を高め、進歩そして調和を目指す日として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記のとおり各施設が無料で利用できます。

12月1日(金)・3日(日)に無料となる施設

施設名	問い合わせ	時間(受付時間は各施設にお尋ねください)	無料となるもの
市立博物館	☎222-5399	午前9時～午後5時	入館料
川越城本丸御殿	☎222-5399	午前9時～午後5時	入館料
市立美術館	☎228-8080	午前9時～午後5時	観覧料
東後楽会館	☎224-3366	午前9時30分～午後4時	使用料
西後楽会館	☎232-6177	午前9時30分～午後4時	使用料
サンライフ川越	☎225-5445	1日(金)=午前9時～午後9時、3日(日)=午前9時～午後5時	トレーニング室使用料
オアシス	☎228-0200	午後3時30分～5時30分▶午後6時30分～8時30分	一般プール使用料
農業ふれあいセンター	☎226-6551	1日(金)=午前9時～午後9時、3日(日)=午前9時～午後5時	多目的ホール個人使用料
川越まつり会館	☎225-2727	午前9時30分～午後5時30分	入館料
旧山崎家別邸	☎224-5940	午前9時30分～午後5時30分	入場料
こどもの城	☎225-7289	1日(金)=午後3時、3日(日)=午前11時▶午後3時(各先着98人)	プラネタリウム観覧料

*蔵造り資料館は、耐震化工事のため、現在休館中です。

12月1日(金)に無料となる施設

武道館	☎224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
-----	-----------	-----------	-------

■永島家住宅(旧武家屋敷)庭園特別公開

文化財保護課 ☎224-6097 ☎226-4699

市民の日を記念して、毎週土曜日に無料で一般公開している市指定史跡の永島家住宅庭園(三久保町5-3)を、12月1日(金)午前9時から午後4時まで、特別公開します。当日直接会場。

■市民の日無料ガイド

シルバー人材センター ☎222-2075 ☎222-8973

市民の日を記念して12月3日(日)午前10時から午後2時30分、川越の観光名所をシルバーガイドが無料で案内します。案内時間は20分程度です。当日直接会場。

案内場所…①川越城本丸御殿、②時の鐘～蔵造りの町並み

受付場所…①=川越城本丸御殿、②=時の鐘

日時：12月8日(金)午後3時～
会場：クレアパーク

日時：12月5日(火)午前10時～
会場：ベルクの場店

日時：11月30日(木)午前10時～
会場：ウニクス南古谷店

日時：12月1日(金)から14日(木)に、冬の交通事故防止運動を実施します。市では、川越警察署、関係機関・団体と協力し、交通安全に向けて次のとおりキャンペーンを行います。雨天中止。

冬の交通事故防止運動出発式・年末年始特別警戒取り出陣式

埼玉県西武ライオンズのマスコット・レオによる一日署長や、パフォーマンスチーム・ブルーレジェンズによる演技を予定しています。

日時：12月1日(金)から14日(木)に、冬の交通事故防止運動を実施します。市では、川越警察署、関係機関・団体と協力し、交通安全に向けて次のとおりキャンペーンを行います。雨天中止。

冬の交通事故防止運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721



© SEIBU Lions / TEZUKA PRODUCTIONS

成人のつどい (川越市成人式)

文化芸術振興課 ☎224-6157 ☎224-8712

来年1月7日(日)、ウェスタ川越 大ホール等で開催

市内在住の対象の方には、11月中に案内状を送付します。受け付けの際に必要となりますので、忘れずに持参してください。市外転出者についても、連絡があった場合は案内状を送付します。会場周辺道路は、大変混雑が予想されます。余裕を持ってお越しください。また、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

対象…平成9年4月2日～同10年4月1日生まれの市内在住
受付時間…正午から(式典は午後1時30分から)

*成人式専用駐車場はありません。

*当日、ウェスタ川越周辺にお住まいの皆さんには、ご不便をお掛けします。ご理解とご協力をお願いします。

祝成人！ 来年1月7日(日)・8日(祝)は入館・観覧が無料

次の施設は新成人の皆さんの入館・観覧が無料になります。

施設名	問い合わせ
市立博物館・川越城本丸御殿	☎222-5399
市立美術館	☎228-8080
川越まつり会館	☎225-2727
旧山崎家別邸	☎224-5940

人権について考えてみませんか ～ 12月4日から10日は人権週間です ～

人権推進課 ☎224-5579

Fax223-1726

12月4日から10日は人権週間です。人権問題を理解し、お互いを尊重しながら共に生きる社会を実現するため、皆さんも人権について考えてみてください。

■人権啓発イベント「ヒューマン スクウェア」

県では12月4日から10日を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」とし、この記念事業として人権啓発イベントを開催します。当日は、アンニョン・クレヨンさんによる人権トーク&コンサートや人権啓発ポスターの展示等を行います。当日直接会場。



日時…12月2日(出)午前10時～午後9時30分(人権トーク&コンサート=午後2時～3時) 会場…イオンモール羽生(羽生市) 問い合わせ…県人権推進課 ☎048-830-2258

■人権週間記念行事

12月4日から10日までの同週間にちなみ、さいたま地方法務局・埼玉県人権擁護委員連合会が記念行事を開催します。

第1部は、全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式。第2部は、元日本テレビアナウンサー・藪本雅子さんによる講演「共に生きる社会 ～障がい者によりそう、平等社会への一歩～」。

日時…12月10日(日)、第1部=午後1時～2時40分▶第2部=午後3時～4時30分 会場…さいたま市産業文化センター(さいたま市中央区) 定員…先着300人 問い合わせ…さいたま地方法務局 ☎048-859-3507

■人権に関する相談を受け付けています

いじめや暴力、差別などの人権侵害や、困り事について相談に応じます。秘密は厳守します。当日直接会場。問い合わせは、さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824。

●特設人権相談

日時…毎月第2水曜日、午後1時～4時 会場…ウエストア川越 男女共同参画推進施設

*平成29年12月分は6日(第1水曜日)になります。

●常設相談

日時…月～金曜日(祝・休日を除く)、午前8時30分～午後5時15分 会場…同支局

■ビデオ・DVDを無料で貸し出します

人権問題の啓発をテーマにしたビデオ・DVDを、市の人権推進課(本庁舎3階)で貸し出します。各種団体の研修会などにご活用ください。

■部落差別解消法をご存じですか？

部落差別(同和問題)は、現在もなお存在し、また、情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別事象も発生しています。部落差別解消法は、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもと、差別のない社会を実現することを目的として、昨年12月16日に公布・施行されました。今回は、法律の施行後、初めての人権週間です。改めて部落差別について考えてみませんか？部落差別について正しく理解し、お互いを尊重しながら共生できる社会を目指しましょう。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●「環境基本計画及び緑の基本計画年次報告書」の公表 環境政策課 ☎224-5866☎225-9800

平成28年度の進捗状況をまとめた同報告書を12月1日(金)から同課(本庁舎5階)・市民センター・公民館・市ホームページで閲覧することができます。また、同報告書に対する意見・提案を12月22日(金)まで同課で受け付けます(ファクス可)。

●地球温暖化対策年次報告書に対する意見の募集 環境政策課 ☎224-5866☎225-9800

「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の年次報告書を12月1日(金)から同課(本庁舎5階)・市民センター・公民館・市ホームページで閲覧することができます。また、同報告書に対する意見・提案を、12月22日(金)まで同課で受け付けます(ファクス可)。

●「エコ・重ね着マンス」を実施します 環境政策課 ☎224-5866☎225-9800

12月から来年3月まで、市の施設の室内温度を19℃程度に調整し、職員は重ね着などで勤務する「エコ・重ね着マンス」を実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、家庭や事務所などでも省エネにご協力ください。

●管間特定猟具使用禁止区域(銃)の拡大について 環境政策課 ☎224-5866☎225-9800

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、大字府川、大字福田および大字山田の各地域において、管間特定猟具使用禁止区域(銃)が拡大されました。これにより、今回拡大された区域内においても、銃による狩猟ができなくなりました。

●家屋調査にご協力をお願いします 資産税課 ☎224-5684☎226-2539

新築・増築された家屋の固定資産税額などを計算するため、家屋調査を行っています。市職員が直接訪問し、間取りや資材などを調査します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●家屋改修に係る固定資産税減額制度 資産税課 ☎224-5684☎226-2539

バリアフリー改修・熱損失防止(省エネ)改修・耐震改修のいずれかの家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税を減額します。詳しくは6月10日発行の広報川越6ページをご確認いただくか、お尋ねください。

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です

今年中に支払った保険税(料)は、来年の申告で控除対象になります。口座振替で納付している方には、12月中旬に各保険税(料)の「口座振替納付済額のお知らせ」を送付します。詳しくは、国民健康保険税=収税課 ☎224-5686☎226-2538、後期高齢者医療保険料=高齢・障害医療課 ☎224-5842☎224-7318、介護保険料=介護保険課 ☎224-5817☎224-5384にお尋ねください。